

大阪大谷大学  
平成31年度 入学試験問題（一般前期）

日本史

**注意事項**

1. 問題冊子は、全部で7ページです。解答用紙は1枚です。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名を記入してください。
3. 解答はすべて解答用紙の所定欄に記入してください。
4. 問題冊子は持ち帰ってください。

【1】 次の史料A・B・Cを読み、設問に答えよ。

A

関東御事書の法

一 質券売買地の事 永仁五年三月六日

右、①地頭御家人買得の地に於いては、本条を守り、廿箇年を過ぐるは、本主取り返すに及ばず。非御家人並びに凡下の輩買得の地に至りては、年紀の遠近を謂はず、本主これを取り返すべし。

関東より②六波羅に送らるる御事書の法

……………<中略>……………

一 質券売買地の事

右、所領を以て或いは質券に入れ流し、或いは売買せしむるの条、御家人等侘僣の基なり。向後に於いては、停止に従ふべし。③以前<sup>こきやく</sup>沽却の分に至りては、本主<sup>りょうじょう</sup>領掌せしむべし。但し、或いは御下文・下知状を成し給ひ、或いは知行廿箇年を過ぐるは、公私の領を論ぜず、今更相違有るべからず。若し制符に背き、濫妨を致すの輩有らば、罪科に処せらるべし。

次に非御家人・凡下の輩の質券買得地の事。年紀を過ぐると雖も、売主知行せしむべし。

一 利銭④出挙の事

右、甲乙の輩要用の時、煩費を顧みず、負累せしむるに依て、富有の仁其の利潤を専らにし、窮困の族弥侘僣に及ぶか。自今以後成敗に及ばず。縦ひ下知状を帯び、弁償せざるの由、訴へ申す事有りと雖も、沙汰の限りに非ず。次に質物を庫倉に入る事、禁制すること能はず。

越訴並びに質券売買地、利銭出挙の事。事書一通これを遣はず。此の旨を守り、沙汰を致さるべきの状、仰せに依て執達件の如し。

永仁五年七月廿二日

陸奥守在御判

⑤相模守在御判

<設問>

(1) 史料Aは、鎌倉幕府が発布した法令の一部である。この法令は何と呼ばれるか。

(2) 下線部①「地頭」は、当初限定的な設置にとどまっていたが、ある兵乱をきっかけに全国に設置されるようになった。その兵乱は何と呼ばれるか。

(3) 下線部②「六波羅」は、鎌倉幕府の出先機関を指す。それが置かれた場所を、現在の都道府県名で記せ。

(4) 下線部③「以前沽却の分に至りては、本主領掌せしむべし」とはどのようなことを言っているのか。簡単に説明せよ。

(5) 下線部④「出挙」の読みがなを、ひらがなで記せ。

(6) 下線部⑤「相模守」は、この法令が発布された時の幕府の執権である。その人物を下の(あ)～(え)から選び、その記号を記せ。

(あ) 時政      (い) 時頼      (う) 時宗      (え) 貞時

(7) 史料Aの法令が発布されたのは、御家人の貧窮を救済するためであるが、その原因となったのは、二度にわたる元軍の襲来であったと言われている。その襲来に対処した幕府の執権は誰か。下の(あ)～(え)から選び、その記号を記せ。

(あ) 時政      (い) 時頼      (う) 時宗      (え) 貞時

B

(⑥延暦十二年正月) 甲午、大納言藤原小黒麿、左大弁紀古佐美等を遣はし、山背国葛野郡宇太村の地を相せしむ。都を遷さむが為なり。(延暦十三年十月) 丁卯……都を遷す。詔して曰く、「云々。葛野の大宮の地は、山川も麗しく、四方の国の百姓の参出で来る事も便りにして、云々」。……十一月丁丑、詔したまはく「云々。山勢実に前聞に合ふ、云々。此の国山河襟帯、自然に城を作す。斯の形勝に因り、新号を制すべし。宜しく [ a ] 国を改めて [ b ] 国と為すべし」と。又子来の民、謳歌の輩、異口同辞、号して平安京と曰ふ。

C

(延暦二十四年十二月壬寅) 是の日、中納言近衛大将従三位藤原朝臣内麻呂、殿上に侍す。勅有りて参議右衛士督従四位下藤原朝臣緒嗣と参議左大弁正四位下菅野朝臣真道とをして天下の徳政を相論せしむ。時に緒嗣、議して云く、「方今、天下の苦しむ所は⑦軍事と造作となり。此の両事を停めば百姓安んぜむ」と。真道、異議を確執して肯えて聴かず。帝、緒嗣の議を善しとし、即ち停廢に従ふ。

<設問>

(8) 文中の空欄 [ a ] [ b ] に適当な語句を、下の(あ)～(え)から選び、その記号を記せ。

(あ) 山背      (い) 山城      (う) 大和      (え) 摂津

(9) 下線部⑥「延暦」の時の天皇は誰か。

(10) 下線部⑦「軍事と造作」は、当時、国家が進めた二大政策で、国家財政や民衆にとって大きな負担となったものである。それらは具体的には何を指すか。簡単に述べよ。

【2】次の文章Aおよび史料B・Cを読み、設問に答えよ。

A

江戸前期に、上方を中心に花開いた文化を元禄文化という。文芸では、[ a ] が著した『好色一代男』などの浮世草子がその代表といえる。また、[ b ] が書いた人形浄瑠璃の脚本は、人形遣い辰松八郎兵衛らが演じ、[ c ] らによって語られて民衆の共感を呼んだ。

美術工芸では、[ d ] が上絵付法をもとに色絵を完成して京焼の祖となった。そのほか、[ e ] はすぐれた意匠の蒔絵を残しており、弟との合作による絵皿も多く伝えられている。

一方江戸後期には、江戸を中心に化政文化が栄えた。文芸では[ f ] の『東海道中膝栗毛』や、[ g ] の『南総里見八犬伝』などが知られる。また、庶民の旅が一般化したことを反映して、[ h ] の「富嶽三十六景」や、[ i ] の「東海道五十三次」など、錦絵の風景画が流行した。

B

いにしへは[ j ] より[ k ] は下座なりといへども、いつの頃よりか天下金銀づかひとなりて、天下の金銀財宝みな[ l ] の方に主さどれる事にて、貴人の御前へも召出さるゝ事もあれば、いつとなく其品[ m ] の上にあるに似たり。況や百年以来は天下静謐の御代なる故、儒者、医者、歌道者、茶湯風流の諸芸者、多くは[ n ] の中より出来る事になりぬ。

C

- (ア) 駿河丁 疊のうへの 人通り
- (イ) はせを翁 ほちゃんといふと 立留り
- (ウ) けんやくを 武芸のやうに いゝ立る

<設問>

(1) 文章Aの空欄 [ a ] ～ [ i ] に適当な人名を記せ。

(2) 史料Bは、元禄文化の特徴を述べた一文である。文中の空欄 [ j ] ～ [ n ] には、下の(あ)または(い)の語句が入る。それぞれに適当な語句を選び、その記号を記せ。

(あ) 町人      (い) 百姓

(3) 史料Cは、江戸後期に刊行された川柳撰集からの抜粋である。(ア)の作品では、現金払いでの定価販売を徹底したことによって繁盛した江戸駿河町の呉服店を取り上げている。その呉服店の名称を記せ。

(4) 史料Cの(イ)の作品では、元禄文化が隆盛したときに活躍したある人物をからかっている。「はせを翁」と呼ばれたその人物の姓名を記せ。

(5) 史料Cの(ウ)の作品では、困窮する武士をからかっている。そのころ、松平定信は、旗本・御家人の生活を安定させるため、米の売却などを扱う札差に貸金を放棄することを命じた。その法令は何と呼ばれるか。

【3】次の史料A・Bを読み、設問に答えよ。

A

朕惟フニ、更始ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ万国ト対峙セン  
ト欲セハ、宜ク名実相副ヒ、政令一ニ帰セシムヘシ。朕曩ニ諸藩〔 a 〕  
ノ議ヲ聴納シ、新ニ①知藩事ヲ命シ、各其職ヲ奉セシム、然ルニ数百年因  
襲ノ久キ、或ハ其名アリテ其实挙ラサル者アリ。何ヲ以テ億兆ヲ保安シ万  
国ト対峙スルヲ得ンヤ。朕深ク之ヲ慨ス。仍テ今更ニ②藩ヲ廢シ県ト為ス。  
是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ、有名無実ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂無ラシメン  
トス。汝群臣其レ朕カ意ヲ体セヨ。

<設問>

- (1) 史料Aは、1871年7月に公布された法令で、〔 b 〕の詔と呼ばれる。  
〔 b 〕に適切な語句を記せ。
- (2) 史料中の空欄〔 a 〕に適切な語句を記せ。
- (3) 下線部①「知藩事」にはどのような地位の者が任命されたか。
- (4) 下線部②の改革によって、下線部①「知藩事」はどのような処遇を受け  
たか。簡潔に記せ。
- (5) 下線部②の改革を断行するため、明治政府は御親兵を配置して不測の事  
態に備えた。この御親兵は、〔 c 〕・〔 d 〕・土佐の三藩から募られた。  
〔 c 〕・〔 d 〕に適切な語句を記せ。

B

凡ソ天地ノ間一事一物トシテ税アラサルハナシ。以テ国用ニ充ツ。然ラハ則チ人タルモノ固ヨリ心カヲ尽シ国ニ報セサルヘカラス。西人之ヲ称シテ [ e ] ト云フ。其生血ヲ以テ国ニ報スルノ謂ナリ。……西洋諸国、数百年來研究実践以テ兵制ヲ定ム。……故ニ今其長スル所ヲ取り、古昔ノ軍制ヲ補ヒ、海陸二軍ヲ備ヘ、全国四民男児 [ f ] 歳ニ至ル者ハ  
③尽ク兵籍ニ編入シ、以テ緩急ノ用ニ備フヘシ。

<設問>

(6) 史料 B は、1872 年 11 月に出された布告の一部である。この布告は何と呼ばれるか。

(7) 史料中の空欄 [ e ] に適当な語句、[ f ] に適当な数字を記せ。

(8) 政府は史料 B の趣旨にもとづき、翌年 1 月に、国民皆兵を原則とする [ g ] を公布した。[ g ] に適当な語句を記せ。